

平成十二年政令第百七十五号

過疎地域自立促進特別措置法施行令

内閣は、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の規定に基づき、この政令を制定する。

(過疎地域の市町村から除かれる市町村の基準)

第一条 過疎地域自立促進特別措置法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める収入は、
也又過疎地域を適し(召印二十二三号)付印第二を第一頁各号一易びう記尋合文

2
増大財政政策施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第二条第一項各号に掲げる所得金及び売上金に係る収益として得られる収入とする。この場合において、当該収益の額は、同条第四項第一号に規定する金額とする。

一 法第二条第一項第一号（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第一号に於いて同じ。）に該当する市町村においては、十三億円

二 法第二条第一項二号に該当する市町村にあつては、二十億円

三 法第二条第一項第三号又は第四号に該当する市町村にあっては 四十億円

は、次に定めるところによる。

り同号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度の前年度の公営競技に係る又入の預り金

二 法第二条第一項第一号に該当する市町村にあっては、平成二十年度の公営競技に係る収入

三 法第一条第一項第三号に該当する市町村にあつては、平成二十四年度の公営競技に係る収入の額

四 の額 法第二条第一項第四号に該当する市町村にあつては、平成二十七年度の公営競技に係る収入

（中嶋県の市町村ごに関する特例）の額

第二条 沖縄県の市町村に対する法第二条第一項第一号（法第三十二条の規定により読み替えて適

用する場合を含む。以下この条において同じ。) 及び第一号から第四号までの規定の適用については、中選の統計法(一千九百五十四年立法第四十三号)第五条の規定により丁寧にした國勢調査の

は、それぞれ同項目に規定する国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口及び昭和四十年の人口及び昭和四十五年の人口とみなす。

第三条 法第二条第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（財政力指数等の算定方法）

次条第一項において同じ。)に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

地方交付税法（昭和二十五年法律第三百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基

準則政収入額を同法第十一條の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値 小数点以下五位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

二 前号に規定する数値で平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十三条に規定する国勢調査の結果

による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。)の各年度に係るものを作成したものの三分の一の数値(小数点以下二位未満の数値を切り捨てる。)。

り捨てて得た数値とする。
法第二条第一項第一号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

第四条 平成九年四月一日以降における市町村の廃置分合又は境界変更

第四条 平成九年四月一日以降における市町村の廃置分合又は境界変更

は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号本文に規定するには、平成八年度から平成十年度までの各年度のうち当該算定の基礎

合又は境界変更の日の属する年度前の各年度（以下この項において「基準財政収入額又は基準財政需要額の算定方法」と呼ぶ。）の基準財政収入額又は基準財政需要額の算定方法は、

一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域
当該面積分合前)各町村の面積分合等三段前)各町村に係る地

当該開墾分合前の各市町村の開墾分合等年度前の各年度に係る地代により算定した基準財政収入額又は同法第十一條の規定により算定してごとにそれぞれ合算するものとする。

一 法第二条第一項第一号イ及びニに規定する数値 小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入して得た数値とする。
二 法第二条第一項第一号ロ及びハに規定する数値 小数点以下三位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

- 五 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- 七 バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原燃料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第四条第七号に規定するバイオマスをいう。以下この項において同じ。）又はバイオマスを原燃料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- 八 バイオマスを原燃料とする燃料を製造するための施設又は設備
- 九 法第十二条第一項第二十四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
- 一 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。）
- 二 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道
- 三 林業用として継続的な使用に供される作業路
- 四 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設
- 五 商店街振興のために必要な共同利用施設
- 六 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）及び渡船施設
- 七 除雪機械
- 八 簡易水道施設
- 九 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター
- 十 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備（法第十二条第一項第十八号に掲げる施設に該当するものを除く。）
- 十一 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は職員のための住宅（基幹道路の指定等）
- 第十七条 法第十四条第一項に規定する政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道については農林水産大臣とする。
- 二 都道府県は、法第十四条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に係る工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示しなければならない。
- 三 法第十四条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。
- 四 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十九号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。
- 五 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聽かなければならない。
- 六 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十

- 三 第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。
- （公共下水道管理者の権限の代行）
- 第八条 都道府県は、法第十五条第一項の規定により公共下水道の幹線管渠等（同項に規定する幹線管渠等をいう。）の設置に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。
- 二 法第十五条第三項の規定により都道府県が公共下水道管理者に代わって行う権限は、次に掲げること。
- 一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十五条の規定により施設に関する工事の施行について協議し、及び当該工事を施行させること。
- 二 下水道法第十六条の規定により施設に関する工事を行うこととを承認し、及び同法第三十三条の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
- 三 下水道法第十七条の規定により施設に関する工事の施行に要する費用の負担について協議すること。
- 四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により同号に規定する者と協議し、並びに同法第三十三条の規定により当該許可に必要な条件を付すること。
- 五 下水道法第三十二条の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他の人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせ、並びにこれららの行為による損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。
- 六 下水道法第三十八条第一項若しくは第二項に規定する処分をし、若しくは処分を命じ、又は同条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同条第二項第二号又は第三号に該当する場合においては、同項に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は同条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。
- 七 下水道法第三十八条第四項及び第五項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。
- 八 下水道法第四十一条の規定により協議すること。
- 三 前項に規定する都道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前項第五号に掲げる権限（損失の補償に係るものに限る。）及び同項第七号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。
- 四 都道府県は、法第十五条第三項の規定により公共下水道管理者に代わって第二項第四号、第六号又は第八号の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならない。
- （診療所の設置等に係る費用の範囲）
- 第九条 法第十六条第五項の規定による補助は、同項に規定する事業につき都道府県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額を基準として、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額について行うものとする。
- （新たに過疎地域の市町村となつた場合の国の負担等に関する規定の適用）
- 第十条 法第三十二条の規定により読み替えて適用する法第二条の規定により新たに過疎地域をそな区域とする市町村として公示された市町村につき法第十条（別表を含む。）、第十一条、第十四

条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条の規定を適用する場合には、これらの規定は、法第二条第二項の規定による公示の日の属する年度（以下この条において「公示の年度」という。）の予算に係る国の負担又は補助（公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）から適用する。

（市町村の合併があつた場合の特例）

第十二条 法第三十三条第二項前段の規定により同項前段に規定する過疎地域であつた区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合には、法第二条第二項中「過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」と、法第六条第一項、第四項及び第五項、第七条第二項及び第三項、第十二条、第十五条第一項、第十七条並びに第十九条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」と、法第六条第一項中「過疎地域自立促進市町村計画」とあるのは「過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域自立促進市町村計画」と、法第二十八条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年三月三日政令第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年九月二五日政令第三〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二二年三月三日政令第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二二年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二二年三月三日政令第一九号）抄

して法附則第五条の規定を適用して法第十条から第十二条まで、第十四条及び第十五条の規定を準用する場合においては、法第十条から第十二条までの規定中「市町村計画」とあるのは、「特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」と読み替えるものとする。

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二二年六月七日政令第三二二号）抄

第三条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第五条第一項前段に規定する特定市町村（以下単に「特定市町村」という。）を公示するものとする。

第二条 法附則第四条第一項から第三項までの規定によりその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十二条、第十五条第一項、第十七条並びに第十九条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」と、法第六条第一項中「過疎地域自立促進市町村計画」とあるのは「過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域自立促進市町村計画」とする。

この政令の施行の日以後も、旧過疎活性化法関係規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

（法の規定が準用される特定市町村等）

第三条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第五条第一項前段に規定する特定市町村（以下単に「特定市町村」という。）を公示するものとする。

第二条 法附則第四条第一項から第三項までの規定により公示された特定市町村は、法第六条の規定により、市町村計画を定めなければならない。この場合において、当該都道府県は、法第五条第一項の自立促進方針及び法第七条第一項の都道府県計画（次項において単に「都道府県計画」という。）に、特定市町村の区域に関する事項についても定めるものとする。

特定市町村が作成した市町村計画又は特定市町村の区域に係る都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、平成十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十七年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び平成十六年度以前の年度の歳出予算に係るものである。この政令の規定により算定した法第二条第一項第二号に規定する三分の一の数値が一未満である市町村とする。

総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項に規定する市町村を公示するものとする。

第四条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第六条前段又は第七条前段に規定する区域とみなされる区域を公示するものとする。

前項の規定により公示された区域を含む市町村については、当該市町村を特定市町村と、当該区域を特定市町村の区域とみなして前条第二項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「市町村計画」とあるのは、「特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」とする。

区域又は法附則第七条前段に規定する特定市町村の区域であつた区域を特定市町村の区域とみなす。

